廃棄物対策・リサイクル制度の全体像

- 廃棄後の処理が問題化している個別物品については、個別リサイクル法を整備。基本的枠組みとしての循環型社会形成推進基本法や、３Ｒ全般の取組を促進する資源有効利用促進法も整備。

※**赤枠**が当省の所管に関わる法律

	小型家電に含まれる有用金属の有効利用	家庭ゴミの６割を占める容器包装対策	大型廃棄物・ゴミ対策		その他大型・大量廃棄物対策	
	認定事業者に対する廃掃法の特例措置	製造・流通事業者の費用負担	排出者（消費者）の費用負担		排出者（事業者）の費用負担	
問題化している**個別物品**に対する法制度	**小型家電リサイクル法**（H25 施行）	**容器包装リサイクル法**（H12 施行 H18 改正）	**家電リサイクル法**（H13 施行）	**自動車リサイクル法**（H17 施行）	**建設資材リサイクル法**（H14 施行）	**食品リサイクル法**（H13 施行 H19 改正）
	小型家電	ビン、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等	冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機・乾燥機	自動車	木材、コンクリート、アスファルト	食品残さ
問題化している**個別素材**に対する法制度	**プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律**（R4 施行）					
	プラスチック					
３Ｒ全般にわたる計画的取組の促進	**資源有効利用促進法**（H13 全面改正施行）					
	製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築等を規定				パソコンを含む10業種69製品を指定	
基本的枠組み法	**循環型社会形成推進基本法**（H13 施行 H24 改正）					
	基本原則	①発生抑制（リデュース） ②再使用（リユース） ③再生利用（リサイクル） ④熱回収（サーマルリカバリ） ⑤適正処分	循環型社会形成推進基本計画（H30.6 改定）			
廃棄物の適正処理	**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**（S46 施行 H29 改正）					
	家庭ごみに関する市町村の処理責任、廃棄物処理業者に対する業の許可、廃棄物処理基準の設定　等					

出典）2023年11月6日 第2回産業構造審議会 産業技術環境分科会 資源循環経済小委員会「資料4」から抜粋